

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2019年11月11日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	【5・6号機入退場ゲートへの接触による、コンクリートポンプ車のラジエーター冷却水の漏えいについて】 コンクリートポンプ車が5・6号機入退場ゲート内に入場する際、誘導指示を誤って認識して、本来停止していなければいけないところ入場してしまい、移動式ゲートにコンクリートポンプ車を接触させ、ラジエーター部の損傷および冷却水の漏えいを確認。 なお、漏洩した冷却水は、拭き取り済。	GⅢ	11月5日
2	【陸側遮水壁設備のブライン配管(6BLK)からのブライン漏えいについて】 陸側遮水壁設備ブライン配管よりの漏えい(滴下)を協力企業の作業員が確認し当社へ連絡。 当社で現場を確認した結果、6BLK(3号機原子炉建屋西側)のブライン供給管(戻り)より3秒/滴程度の微少漏えいを確認。 漏えい箇所下部に受けを設置し、傾向監視中。 その他、機器の運転状態に異常が無いため、運転継続は可能と判断する。	GⅢ	11月6日
3	【4号機カバー建屋内でのバックホウ誤作動による壁面接触について】 4号機カバー建屋内にて無線遠隔操縦ロボット付きのバックホウをシャッター開口より建屋外へ移動させる作業において、バックホウを起動した際、誤作動によりバックホウが右旋回してバケットが隣接する既設の壁(鉄板)に接触を確認。なお、接触については、機能に影響を与えるものではない。 原因と対策について、現在検討中。	GⅢ	11月6日
4	【1～4号機出入管理所西側の重要配管養生作業中の左肩脱臼について】 1～4号機出入管理所西側重要配管養生中にバランスを崩し建屋壁に手をつき左肩を負傷。 救急医療室で医師の診察を受け、レントゲン撮影により左肩脱臼と診断。 なお、新事務本館にて福島県双葉警察署による事情聴取を受け、事件性がないことを確認。	GⅢ	11月6日
5	【6号機補助海水系計器点検時に安全処置不足による、地絡警報の発生について】 6号機補助海水系計器点検のため、海水ポンプ(A)のモーター冷却水流量計の配線を解線したところ、地絡警報が発生し即復帰を確認。 原因:流量計点検の安全処置のうち、補助海水系制御回路電源(以下、制御電源という)OFFが不足しており、実際は制御電源ONであった。 しかし、作業前に行った解線箇所の検電結果が0.0VDCであったため、制御電源OFFであると思い込み当該配線を解線した。 その際に、解線した配線を盤内の接地部に接触させ、地絡警報が発生したものと推定。 処置:当該回路の絶縁抵抗測定を行い正常であることを確認。 影響度:系統設備的な影響としては、一部安全処置は不足していたものの予備機起動の安全装置は実施されており、本事故が他運転系統に影響を与えるものではない。	GⅢ	11月5日